

議案第 32 号

野田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

野田市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月23日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市消防団条例の一部を改正する条例

野田市消防団条例（平成10年野田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

2 災害、訓練、警戒等の職務に従事した団員には、別表第2に定める出動報酬を支給する。

第14条第1項を次のように改める。

公務のため市外へ出張した団員には、別表第3に定める費用弁償を支給する。

第14条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1中「、第2項」を削り、同表本部部長の項及び機関員加算の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条第2項）

区分	支給要件	出勤報酬
災害出勤	水火災その他の災害の予防、鎮圧又は軽減に従事した者	1回当たりの額 8,000円（ただし、職務に従事する時間が4時間未満の場合は、4,000円とし、職務に従事する時間が8時間を超える場合は、その後4時間を経過するごとに4,000円を加算するものとする。）
訓練、警戒その他の出勤	各種消防訓練、警戒又は会議に従事した者	日額 2,500円

別表第3中「第14条第2項」を「第14条第1項」に、

方面隊長 本部部長 方面副隊長 方面分団長 分団長 副分団長 部長 班長 団員	を	方面隊長 方面副隊長 方面分団長 分団長 副分団長 部長 班長 団員	に改める。
---	---	---	-------

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例の施行の日前から引き続いてこの条例による改正前の野田市消防団条例第14条第1項に規定する職務に従事する団員に対する当該職務に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員の処遇の改善等を図るため、関係規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市消防団条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市消防団条例 (平成10年野田市条例第34号)

改 正 案	現 行																																									
<p>(報酬)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 災害、訓練、警戒等の職務に従事した団員には、別表第2に定める出勤報酬を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 公務のため市外へ出張した団員には、別表第3に定める費用弁償を支給する。</p> <p>(削る。)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1(第13条第1項)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第13条第2項)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 45%;">支給要件</th> <th style="width: 40%;">出勤報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害出勤</td> <td>水火災その他の災害の予防、鎮圧又は軽減に従事した者</td> <td>1回当たりの額 8,000円 (ただし、職務に従事する時間が4時間未満の場合は、4,000円とし、職務に従事する時間が8時間を超える場合は、その後4時間を経過するごとに4,000円を加算するものとする。)</td> </tr> <tr> <td>訓練、警戒その他の出勤</td> <td>各種消防訓練、警戒又は会議に従事した者</td> <td>日額 2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額		(略)	(削る。)			(略)	(削る。)		区分	支給要件	出勤報酬	災害出勤	水火災その他の災害の予防、鎮圧又は軽減に従事した者	1回当たりの額 8,000円 (ただし、職務に従事する時間が4時間未満の場合は、4,000円とし、職務に従事する時間が8時間を超える場合は、その後4時間を経過するごとに4,000円を加算するものとする。)	訓練、警戒その他の出勤	各種消防訓練、警戒又は会議に従事した者	日額 2,500円	<p>(報酬)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 団員のうち機関員については、別表第1に定める機関員加算額をその団員の報酬に加算する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が、水火災、訓練、警戒等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める費用弁償を支給する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、団員が公務のため市外へ出張したときは、別表第3に定める費用弁償を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1(第13条第1項、第2項)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>本部部長</td> <td>年額 52,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>機関員加算</td> <td>年額 2,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第14条第1項)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 45%;">支給要件</th> <th style="width: 40%;">費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害出勤</td> <td>水火災又は災害の予防、鎮圧若しくは軽減に従事した者</td> <td>1回につき 2,270円</td> </tr> <tr> <td>訓練出勤</td> <td>各種消防訓練に従事した者</td> <td>1回につき 2,270円</td> </tr> <tr> <td>警戒出勤</td> <td>水火災又は災害の警戒に従事した者</td> <td>1回につき 2,270円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額		(略)	本部部長	年額 52,500円		(略)	機関員加算	年額 2,300円	区分	支給要件	費用弁償	災害出勤	水火災又は災害の予防、鎮圧若しくは軽減に従事した者	1回につき 2,270円	訓練出勤	各種消防訓練に従事した者	1回につき 2,270円	警戒出勤	水火災又は災害の警戒に従事した者	1回につき 2,270円
区分	報酬額																																									
	(略)																																									
(削る。)																																										
	(略)																																									
(削る。)																																										
区分	支給要件	出勤報酬																																								
災害出勤	水火災その他の災害の予防、鎮圧又は軽減に従事した者	1回当たりの額 8,000円 (ただし、職務に従事する時間が4時間未満の場合は、4,000円とし、職務に従事する時間が8時間を超える場合は、その後4時間を経過するごとに4,000円を加算するものとする。)																																								
訓練、警戒その他の出勤	各種消防訓練、警戒又は会議に従事した者	日額 2,500円																																								
区分	報酬額																																									
	(略)																																									
本部部長	年額 52,500円																																									
	(略)																																									
機関員加算	年額 2,300円																																									
区分	支給要件	費用弁償																																								
災害出勤	水火災又は災害の予防、鎮圧若しくは軽減に従事した者	1回につき 2,270円																																								
訓練出勤	各種消防訓練に従事した者	1回につき 2,270円																																								
警戒出勤	水火災又は災害の警戒に従事した者	1回につき 2,270円																																								

別表第3(第14条第1項)

区分	費用弁償
(略)	
<u>方面隊長</u> <u>方面副隊長</u> <u>方面分団長</u> <u>分団長</u> <u>副分団長</u> <u>部長</u> <u>班長</u> <u>団員</u>	3級の職務にある一般職の職員に支給すべき旅費に相当する額

別表第3(第14条第2項)

区分	費用弁償
(略)	
<u>方面隊長</u> <u>本部部長</u> <u>方面副隊長</u> <u>方面分団長</u> <u>分団長</u> <u>副分団長</u> <u>部長</u> <u>班長</u> <u>団員</u>	3級の職務にある一般職の職員に支給すべき旅費に相当する額